

愛媛県介護保険施設等監査実施要綱

第1 目的

この要綱は、愛媛県知事が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第76条の2、第77条、第90条、第91条の2、第92条、第100条、第103条、第104条、第114条の2、第114条の5、第114条の6、第115条の7、第115条の8及び第115条の9の規定に基づき、介護保険施設等（指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者（以下「指定介護老人福祉施設開設者等」という。）、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護老人保健施設開設者等」という。）、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護医療院開設者等」という。）、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。））に対して行う介護給付又は予防給付（以下「介護給付等」という。）に係るサービス（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容及び介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第2 監査方針

監査は、介護保険施設等の介護給付等対象サービスの内容並びに介護報酬の請求について、愛媛県が条例で定める介護保険施設等の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について、不正を行っているとして認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合（以下「指定基準違反等」という。）又は介護給付等対象サービスの利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき市町が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）において、県が、当該介護保険施設等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護保険施設等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「立入検査等」という。）を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

第3 監査対象となる介護保険施設等の選定基準

監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に立入検査等により行うものとする。

1 要確認情報

- (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報
- (2) 市町が、高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報
- (3) 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）又は地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- (4) 連合会又は保険者からの通報情報
- (5) 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す介護保険施設等
- (6) 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

2 運営指導において確認した情報

法第24条の規定により指導を行った愛媛県保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課（以下「保健福祉課」という。）又は各地方局健康福祉環境部地域福祉課（以下「地方局」という。）が介護保険施設等において認めた（その疑いがある場合を含む。）指定基準違反等及び人格尊重義務違反

第4 監査方法等

1 市町による実地検査等

(1) 市町からの情報提供と調整

保健福祉課又は地方局は、指定又は許可の権限が地方局長にある介護保険施設等について、市町が監査を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を受け、連携を図るものとする。

なお、地方局長が指定する介護保険施設等の介護給付等対象サービスに関して、複数の市町に関係がある場合、愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課（以下「長寿介護課」という。）又は地方局が総合的な調整を行うものとする。

- (2) 地方局は、前号の実地検査等の結果、市町が指定基準違反等又は人格尊重義務違反を認めたときは、市町から文書によって通知を受けるものとし、通知があったときは、速やかに、当該介護保険施設等に対して監査を実施するものとする。

2 監査の実施

(1) 実施通知

保健福祉課又は地方局は、監査の対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を様式第1号により、監査開始時に通知する。なお、法第24条により運営指導を実施中に監査に移行した場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通知する。

- ① 監査の根拠規定
- ② 監査の日時及び場所
- ③ 監査担当者
- ④ 監査対象介護保険施設等の出席者（役職名で可）
- ⑤ 必要な書類等
- ⑥ 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

(2) 情報提供等

保健福祉課又は地方局は、監査の実施に当たっては、事前に、関係する保険者に情報提供を行い、必要に応じ同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。

(3) その他

監査担当者は、監査の実施にあたっては、介護保険法施行規則（平成11年厚令第36号）第165条の4の規定に基づく身分証明書を携帯するものとする。

また、監査担当者は、監査の実施にあたって、監査対象介護保険施設等の了解が得られる場合は、監査中の音声を記録するものとする。

3 監査結果の通知等

(1) 監査結果の通知

愛媛県保健福祉部長又は地方局長は、監査の結果、下記5「行政上の措置」に該当しないものの、改善を要すると認めた事項について、様式第2号により通知し、期限を定めて報告を求めるものとする。

なお、下記5「行政上の措置」を取る場合は、監査結果の通知を省略することができる。

(2) 監査結果の報告

監査担当者は、監査の結果について、次の事項等を内容とする報告書を作成するものとする。

- ① 介護保険施設等の名称又は氏名及び所在地又は住所
- ② 当該介護保険施設等の指定に係る事業所又は施設の名称・所在地
- ③ 居宅サービス等の種類
- ④ 監査実施日時、場所、対象者の氏名及び監査担当者の職・氏名
- ⑤ 当該介護保険施設等の管理者又は従業者の状況
- ⑥ 介護給付等対象サービスの提供状況
- ⑦ 介護報酬の請求状況及び返還対象金額
- ⑧ 介護保険施設等の弁明又は意見（弁明又は意見を行った本人の記名押印があるもの。ただし、弁明又は意見を行った本人から書面を徴することができない場合は、監査担当者がその内容を記入すること。）
- ⑨ 監査担当者の意見（監査に至る経緯、確認された事項、弁明に対する意見、講ずべき経済上の措置の内容、総括等）

4 市町との連携等

(1) 地方局は、市町が下記5「行政上の措置」を行う場合、事前に当該措置に係る情報提供を受けるものとする。

(2) 地方局は、前号の情報提供を受けたときは、必要に応じ助言を行うとともに、下記5「行政上の措置」について、県内の標準化を図る観点から、長寿介護課に情報提供を行うものとする。

5 行政上の措置

指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「設備の使用制限等」、「変更命令」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を取るものとする。

(1) 勧告

愛媛県知事又は地方局長は、介護保険施設等（介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等を除く。以下（2）及び（3）について同じ。）に指定基準違反等（介護報酬の請求に関することを除く。）の事実が確認された場合、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、様式第3号の例により基準の遵守等の措置を取るべきことを勧告することができるほか、これに従わなかったときは、原則として、その旨を公表するとともに、必要に応じて報道機関へ情報を提供する。

なお、地方局長が勧告を行う場合は、保健福祉課又は長寿介護課と協議を行うものとする。

また、愛媛県知事又は地方局長は、勧告を行った介護保険施設等から、期限内に様式第4号による報告を徴するものとする。

(2) 命令

愛媛県知事又は地方局長は、介護保険施設等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を取らなかったときは、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を取るべきことを様式第5号の例により、命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示するとともに、報道機関へ情報提供しなければならない。

また、愛媛県知事又は地方局長は、命令を行った介護保険施設等から、期限内に様式第6号による報告を徴するものとする。

(3) 指定の取消等

地方局長は、指定基準違反等の内容等が、法第77条第1項各号、第92条第1項各号、及び第115条の9第1項各号のいずれかに該当する場合には、当該介護保険施設等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消等」という。）をすることができる。

(4) 設備の使用制限等

地方局長は、法第101条又は法第114条の3の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院が療養室等の設備や条例で定める施設を有しなくなったとき、又は設備及び運営に関する基準に適合しなくなったときは、当該施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。

(5) 変更命令

地方局長は、法第102条又は法第114条の4の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院に係る施設の管理者が当該施設の管理者として不適当であると認めるときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、当該施設の管理者の変更を命ずることができる。

(6) 業務運営の勧告、命令等

地方局長は、法第103条又は法第114条の5の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院において基準違反の事実が確認された場合、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、様式第3号の例により基準を遵守すべきことを勧告することができるほか、これに従わなかったときは、原則として、その旨を公表するとともに、必要に応じて報道機関へ情報提供する。

なお、勧告を行う場合は、保健福祉課又は長寿介護課と協議を行うものとする。

地方局長は、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を取るべきことを様式第5号の例により、命令することができる。

なお、命令をした場合には、愛媛県知事又は地方局長は、その旨を公示するとともに、報道機関へ情報提供しなければならない。

また、地方局長は、勧告又は命令を行った介護保険施設等から、期限内に様式第4号又は第6号の例による報告を徴するものとする。

(7) 許可の取消等

地方局長は、法第104条又は法第114条の6の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院における指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が法第104条第1項各号、法第114条の6第1項各号のいずれかに該当する場合には、当該施設に係る許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力の停止（以下「許可の取消等という。」）をすることができる。）

6 聴聞等

監査の結果、地方局長は、当該介護保険施設等が命令又は指定の取消等の処分若しくは許可の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

7 経済上の措置

(1) 介護報酬の返還

ア 保健福祉課又は地方局は、取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、当該サービス事業者が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払いに係る保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。

イ 保健福祉課又は地方局は、上記アの不正利得については、原則として、法第22条第3項の規定により当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するよう保険者に対して要請するものとする。

(2) 自己負担額の返還

保健福祉課又は地方局は、返還の対象となった介護報酬に係る要介護者等が支払った自己負担額に過払いが生じている場合は、監査対象となった介護保険施設等に対して、当該自己負担額を要介護者等に返還するよう保険者に対して要請するものとする。

(3) 介護報酬の返還請求の消滅時効等

介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求に関し法第22条第3項の規定に基づく不正利得の事実が認められた場合の返還請求に係る消滅時効は、法第200条第1項の規定により介護保険施設等が介護報酬を受給した日の翌日から起算して2年である。

第5 その他

長寿介護課は、法第197条第2項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。ただし、第1及び第2の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から適用する。